

令和6年5月28日
北区立王子桜中学校
特別支援委員会

特別支援教育だより No.1

先週は1学期の大きな行事のひとつである運動会へのご協力、誠にありがとうございました。進級・進学から2カ月、練習を重ねる生徒と日々共に過ごす中で、一人一人の成長を感じ、教職員一同温かい気持ちになりました。次の行事は、いよいよ今年度最初の定期考査です。日常的に学校においても、各々のよい所やその子なりの成長を認めていく「**個人内評価**(比べる対象が以前の自分)」を大切にしていますが、定期考査においては「**点数**(他者と数値で比較しやすいもの)」という形で現れるため、お子様への声掛けや関わりが難しいと感じる場面もあるのではないのでしょうか。

王子桜中学校では、特別支援コーディネーターが4名おり、

- ① **生徒自身が学びにくさ、困り感を感じている時**
- ② **生徒本人に困り感はないものの、大人から見て「今やるべきこと」に取り組めておらず、サポートが必要な時**

に、学校がチームとして生徒の思いに寄り添いながら、アセスメントをし、個の特性に応じた手だてを検討・対応しています。中学生の時期は、発達の段階として「自己理解」が進むため、生徒が自分で気づき、考え、行動する中で最も成長していきます。何か気になることがありましたら、特別支援コーディネーターまたは学級担任にご相談ください。



今年度の特別支援コーディネーターは以下の4名です。
1年:山口 2年:佐竹 3年:佐々木 養護:木下

定期考査等における特別措置について



都立高等学校入学選抜においては、配慮が必要な受検者を対象に、保護者の申請に基づき、検査の方法、時間、会場等に関する特別な措置を実施しています。措置内容は、志願者の特性等を考慮し、中学校における定期考査時の対応を参考に決定されます。

王子桜中学校では、特別な措置が必要な生徒に対しては、学校生活支援シート等を活用して個々の状況をとらえた支援を行っているところです。

下記の東京都立高等学校入学選抜実施要綱をご参照いただき、特別措置を希望される場合は、お早めに学級担任または特別支援コーディネーターにご相談ください。(特別措置の適用に当たっては、必ずしも希望通りにならないこともあり、事前の合意形成等が必要となります。)

❖ 昨年度の東京都立高等学校入学者選抜実施要綱より抜粋 <第6 特別措置>

第6-1 障害のある受検者に対する措置

障害のある受検者のうち以下の措置を希望する者は、中学校長を経由して、令和5年12月15日(金)までに以下のように申請する。 略

(1) 障害による学力検査等実施上の特別措置

障害による学力検査等実施上の特別措置(英語学力検査リスニングテスト、面接及び小論文・作文における特別措置を含む。)を希望する者は、学力検査等実施上の措置申請書(様式24)により、志願する都立高校長に申請する。学力検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題の程度を変えない範囲で、検査方法(問題・解答用紙の拡大、記号選択式での受検、ICT機器の使用、介助者(代筆者、音読者等を含む。)の同行等)、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

※ 都中学校英語スピーキングテスト事業におきましても特別措置適用対象となります。